

る部落改善施設——公会堂や浴場等も吾々は一糸の金も出さず、に造れる筈なのである。融和団体は改善費のことで常に恩を被せてゐる。だが事實は大違ひで彼等が居ればこそ吾々の改善費は半分以上も喰ひつゝぶされてゐるのだ。融和団体の役人共の月給も出張旅費も皆この改善費の中から使はれてゐる。

政府はまた、恐慌のため文字通り飢饉に瀕した勤労大衆に空前の大予算を押しつけるために必然起つてくる——それでなくとも逼迫した情勢のもとにある勤労大衆の反抗を欺瞞する目的を以て都市失業救済事業費や農村振興土木事業費と同じく「正比で鯛を釣るための」不慮及助政策予算とする。時局匡救費の一割として「地方改善不慮施設費」の名目で昭和七年度七百五十万円

八年度に百八十万円、九年度に百五十万円計四百三十万円を国庫より支出してゐる。

之は「地区の生活困窮者の救済を目的」として「労働が事業総工費の五割以上を占むる」やりに「事業施行に方りては縣の地元部落民を使用すること」經費に付ては必ずしも国庫支附金のみを依らずして、府県又は市町村が……その餘割を負擔するも可なること……いふ事業施行要項が、果して凡ての役場で正直に実行されてゐるだらうか？ 断じて否だ！

而も不慮施設費は部落改良の諸施設に使用されねばならぬのに、全国殆んど市町村が、部落大衆の不知につけこんで、この金を村道の新設修築費として費消ゴマ化してゐる。甚だしきに至つては彼場・府県下の役人と請負師等がグルになつて横領・収

賄・遊興等にその大部分を今日ゴマ化してゐる。「地方改善費」にしても「不慮施設費」にしても、それは凡て吾々のギセイと力によつて戦ひ取つた差別迫害の賠償金である以上、一切の使用権を吾々自身の手に乗ひ返さねばならぬ。

(三)

差別迫害のためドン底に突き落された吾々の低く惨めな生活と文化の水準を昂めるための斗争は、部落大衆の切実なる要求であり、現下全国水平社運動の中心の斗争題目である。吾々現在のドン底状態をつくり出した国家は当然これを償ふ処の責任と義務を負ふべきであり、吾々は当然の権利として之を要求し迫らねばならぬ。

然るに不慮施設費は昭和九年度を以つて廃止されることになつておだが、全国の部落

落大衆の反対に遇ひ延いては第十二回全国大会の中心問題となる筈、廢止反対の運動が起つたので、政府は農村振興土木事業費と共に之を打切ることを得ず、辛かじて昭和十年度は継続した。だがこのまゝ放任するならば、明年度は恐らく廢止せられるであらう。吾々は差別迫害のためドン底に突きおとされた生活を防衛し、文化の水準を昂め、併せて今日差別の要因となされてゐる斯かる状態を改良し向上するため、この斗争を最も深刻に精力的に戦ひ抜かねばならぬ。

吾々の台言葉（スローガン）はこうだ
★不慮施設費廢止反対・地方改善費を増額しろ！

★差別迫害の賠償として金額国庫負担で部落改良施設を徹底的にやれ！